

福岡県社会福祉審議会資料

【審議事項】

専門分科会の決議を審議会の決議とする件について
[民生委員の定数に係る事項]

福祉労働部福祉総務課

専門分科会の決議を審議会の決議とする件について

下表の左の欄に掲げる事項に係る専門分科会の決議は、社会福祉審議会の決議とする。

事 項	専門分科会
民生委員の定数に係る調査審議	民生委員審査専門分科会

「専門分科会の決議を審議会の決議とする件」への決議事項の追加について

平成25年6月14日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）」が公布され、民生委員法が改正された。

この改正により、民生委員の定数は、都道府県の条例で定めることとされたため、本県においても、平成27年3月31日までに条例を制定し民生委員の定数を定める必要がある。当該定数は県民生活に関わる重要なものであるため、条例の制定に当たっては、あらかじめ審議会に審議いただきたい。

なお、従前から、民生委員に関する事項については、民生委員審査専門分科会において審議されてきたことから、下記についても、民生委員審査専門分科会において審議し、その決議を審議会の決議としていただきたいので、「専門分科会の決議を審議会の決議とする件」に追加していただきたい。

1 追加する決議事項

民生委員の定数に係る調査審議

2 関連法令

- ・ 民生委員法（昭和23年法律第198号）

第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。

※参考1 専門分科会の決議が社会福祉審議会の決議とされているもの（現行）

事項	専門分科会
(1) 社会福祉施設等の整備事業計画に係る調査審議（福岡県社会福祉法人・社会福祉施設等整備審査要綱第3条第1項、第5条）	児童福祉専門分科会 老人福祉専門分科会 障害者福祉専門分科会
(2) 芸能、出版物、がん具、遊戯等（児童福祉文化財）の推薦又はその製作者、興行者、販売者等への勧告に係る調査審議（児童福祉法第8条第7項）	児童福祉専門分科会
(3) 要保護児童等に対する訓戒、指導、里親への委託、児童養護施設等への入所等に係る調査審議（児童福祉法第27条第6項）	
(4) 里親の認定に係る調査審議（児童福祉法施行令第29条）	
(5) 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付停止決定に係る調査審議（母子及び寡婦福祉法施行令第13条第1項、第38条）	
(6) 青少年に有益な図書類、興行、がん具類又はフィルタリング・ソフトの推奨に係る調査審議（福岡県青少年健全育成条例第10条）	
(7) 携帯電話事業者等の勧告に関する調査審議（福岡県青少年健全育成条例第15条の2）	
(8) 青少年に有害な図書類、興行、広告物又はがん具類の指定に係る調査審議（福岡県青少年健全育成条例第16条～第20条）	
(9) 社会福祉施設の設備、運営等に関する基準に係る調査審議	
	老人福祉施設等 〔・老人福祉法 ・介護保険法〕 老人福祉専門分科会
	障害者、障害児福祉施設 〔・障害者自立支援法 ・児童福祉法〕 障害者福祉専門分科会
(10) その他専門性が高く専門分科会の判断に委ねることが適当と委員長が認めるもの	児童福祉専門分科会 老人福祉専門分科会 障害者福祉専門分科会

※参考2 法令の規定により専門分科会等の決議が社会福祉審議会の決議とされているもの

事項	専門分科会
(1) 民生委員の適否の審査に関する調査審議（社会福祉法施行令第2条第3項）	民生委員審査専門分科会
(2) 身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議（社会福祉法施行令第3条第3項）	障害者福祉専門分科会 審査部会